

令和3年度 第1回 鈴鹿市地域ケア推進会議の要点

日時 令和3年6月17日(木) 午後3時  
場所 鈴鹿市役所本館12階 1203会議室

【議題】 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等

1 議題説明

○少子高齢化により、手続等を頼むことができる家族がいない方が増えており、身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理に関して対応に苦慮するケースが増加している。

- ・入院や施設などへ入所される際の保証人がいない。
- ・金融機関での出金ができない。
- ・医療費等各種支払いができない。
- ・転居先を探す際の身元保証をする人がいない。

○公的支援制度として、成年後見制度と日常生活自立支援事業があり、契約行為の代理は行えるが、身元保証を行う権限はない。

○民間で身元保証をするサービスもあるが、高額な費用がかかり利用できる方が限られてしまう。鈴鹿市周辺では、3社ほどこのサービスを取り扱っている。

2 意見 (★は改善の方向性に関する意見)

○金銭管理について

- ・ケアマネジャーが本人の代わりに金融機関に行ったり、本人と一緒に津の年金事務所に走ったりしている。
- ・デイサービスについては、介護保険を使ってデイサービスに通っている方には専門職の方や親族の方がいる場合がほとんどで、金銭問題等が起きたら相談できる環境が整っていることが多い。
- ・デイサービスに外国人の利用が増えてきて、滞納があっても連絡を取ることがかなり難しい場合がある。ケアマネジャーに仲介してもらうケースがある。
- ・公的な社会資源を利用できる場合でも、かなり時間がかかる。

★公的な制度等に繋がるまでの間の手助けや制度があったら助かる。

★ケアマネジャーのスキルの差を地域包括支援センターのサポートする制度が充実してくれば、安心して日常生活自立支援事業や成年後見制度に繋げるまでの生活の安定を図れるのではないかな。

○身元保証について

- ・96%の病院が身元保証人を求めており、理由は、大きく3つ、1つ目は支払いの保証、2つ目は遺体の引き取り、3つ目が医療行為の同意。
- ・身元保証人というシステムは、法律上定義はなく、病院のいざという時の対応策で、法的な根拠はないということが言われている。
- ★入院時、入所時等に本人や関係機関の方と話し合うことによって、支払いの保証や遺体の引き取りについては対応が可能なケースがたくさんあるのではないかな。

- ・病院が求める身元保証の内容は、緊急連絡先の確認、入院誓約書へのサイン、入院費の支払い、入院に必要な物品の準備、死亡時の手続きであるが、認知症や精神疾患等が原因で判断能力が不十分であり、成年後見制度も利用されていない場合の対応に困る。
- ・一番困る問題は、医療行為の同意の問題で、急変時に延命治療をどこまでするか、本人に意思確認ができない、代わりに確認ができる御家族もいない場合、誰の同意をもって医療行為をするのかということ。

- ・医療行為の同意について、後見人も医療行為の同意ができない。
- ・医療行為の同意は、誰がサインしても医療行為が行われ、形骸的である。

★今後この件について関係機関の話し合いの場があればいい。

- ・医療行為の同意については、成年後見制度の改善が課題。本人申し立ての際に、意思表示ができない本人に委任状を書かせるなど、改善すべき点がある。

★鈴鹿市だけでは解決できないこともあるが、成年後見制度を利用して医療行為の同意をすることを認める等の検討ができる場が必要。鈴鹿市独自の考え方、取り決めを話し合っていて決めていけたらと思う。

★身寄りがなく、身元保証人がいない場合で、社会福祉協議会等の機関が支払いについてしっかり責任を持つといった場合、口約束で入所は可能か。

→可能（グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

→ケース・バイ・ケース（特養）

- ・成年後見制度の市長申し立ては大変時間がかかる。鈴鹿市社会福祉協議会の「後見サポートセンターみらい」が相談機関として運営されているが、マンパワーが足りない。

★成年後見制度の充実と周知が必要。

★市長申し立ては年間およそ3、4件程度で、市とサポートセンターみらいが連携をしている。市の事務員ではスキル不足からどうしても遅くなってしまうので、今後改善が必要。

### 3 意見からの課題整理

- ・日常生活自立支援事業の体制強化が必要である。
- ・成年後見制度の充実と周知啓発が必要である。
- ・病院が求める身元保証のうち上記制度ではカバーできない「医療行為の同意」について今後どう対応していくかを検討していく必要がある。
- ・身元保証人がいない場合の施設の入所についての対応をどうしていくかを検討していく必要がある。